

宮城県に8月27日（金）～9月12日（日）までの 緊急事態宣言が発出されました

酒類を提供する飲食店やカラオケ店への休業要請、及び、その他の飲食店には時短営業（午前5時～午後8時）が求められます。

要請に全面的（運営する全店で全期間）に協力した場合は協力金が支給されます。

協力金の支給対象となるのは以下のような場合が想定されます。

- ① 酒類を提供する飲食店やカラオケ店が全期間休業した場合
- ② 酒類やカラオケを提供していない飲食店が午前5時～午後8時の範囲に営業時間を短縮した場合（※元々の営業時間が範囲内だった場合は支給対象外）
- ③ 酒類やカラオケを提供していた飲食店がそれらの提供を全期間で取りやめ、尚且つ午前5時～午後8時の範囲に営業時間を短縮した場合（※元々の営業時間が範囲内だった場合は支給対象外）

※「テイクアウト、デリバリーは除く」となっていることから、①で店内飲食を停止して出前だけ、弁当の店頭販売のみを行う場合や、②③で午後8時まで短縮した後にテイクアウトだけを行う場合等も対象になり得ます。

※元々、酒類やカラオケの提供をしておらず、営業時間も午前5時～午後8時の範囲内で営業していた場合は、協力金の対象になりません。

協力金の支給額は下表のとおりとなります。

		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
		～100,000円	100,001～250,000円	250,001円～
中小企業者	A <u>売上高方式</u>	4万円/日	4～10万円/日 (1日の <u>売上高</u> の4割)	10万円/日
	B <u>売上高減少額方式</u>	売上高減少額×0.4/日 ※20万円を上限とする		
大企業(<u>売上高減少額方式</u>)		売上高減少額×0.4/日 ※20万円を上限とする		

※売上高の算出は消費税抜き金額になります。確定申告書や売上台帳が税込みで記載されている場合は、税抜き金額がわかる資料が必要になります。

宮城県がホームページで周知している「よくある質問」の抜粋を裏面に掲載しておりますので、併せてご確認ください

・協力金の申請方法は

協力金の申請は、要請期間終了後に各市町村で受け付けます。申請の受付開始日や申請書類等は、各市町村のホームページ等をご覧ください。

・協力金の支給要件は

表面の①～③の内容等、対象期間のすべての日において協力要請に全面的にご協力いただいた場合に支給対象となります。

また、営業に当たり、ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底しており、宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」を取得及び掲示等していること（「選ぶ!選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店については、認証店のステッカーでも代用可能です）。

加えて、飲食店にいらっしゃるお客様に対して「9月13日午前5時までの休業（時短営業）をしていること」、「終日酒類又はカラオケ設備の提供を停止していること」を告知し、写真やホームページの印刷等をして告知していたことを証明する書類も保存しておいてください。

・申請に必要な宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」の入手方法は

宮城県ホームページより、利用規約を確認の上同意する旨、及び実施した感染防止対策についてチェックリストに入力し、電子申請を行うと、ポスターのデータをダウンロードできますので、印刷してご利用願います。

ポスターの入手に時間がかかる等の理由から、要請期間開始までに、ポスターの掲示が間に合わなかった場合でも、協力金の申請は可能ですが、遅くとも、協力金の申請時点までに、掲示を行ってください。

・宮城県内で複数店舗を運営していますが、店舗の数だけ協力金が支給されるか

同一市町村内の要請の対象となる全ての店舗について、要請にご協力をいただいた場合に限り、支給対象となります。その場合、店舗数に応じて協力金額を算定します。なお、申請に当たっては、要請に応じた店舗を一括して申請していただく予定です。

・国の「月次支援金」と今回の協力金を併給することは可能か

今回の要請に係る協力金の支給にあたっては、国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」及び「月次支援金」の受給の有無は問いません。

しかし、国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」及び「月次支援金」については、都道府県・市町村が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して措置している協力金とは併給できない場合があります。

※詳しくは宮城県のホームページにQ & A等掲載されておりますのでご確認ください

急な決定の為情報が届かず、8月27日以降も通常営業をしてしまった場合等
ご不明な点がある場合は商工会へお問い合わせください。

地域の「がんばる」経営を応援します! **利府松島商工会**

利府事務所：〒981-0104 宮城郡利府町中央2丁目8番3号 TEL：022-356-2124 FAX：022-356-6088

松島事務所：〒981-0215 宮城郡松島町高城字浜1番27号 TEL：022-354-3422 FAX：022-354-4054